

個人番号（マイナンバー）にかかる利用目的の変更について

高山信用金庫（以下、「当金庫」といいます。）は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当金庫の「個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的」を以下のとおり変更（追加）しますのでお知らせいたします。

なお、変更日は預金口座付番が開始される2018年（平成30年）1月1日からといたします。

※変更（追加）点は下線部をご覧ください。

個人番号の利用目的

当金庫は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客様の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ①出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ②金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ③金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ④国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑥預金口座付番に関する事務のため

以上